第115号議案

長崎県営バス運賃等条例の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

令和7年11月26日

長崎県知事 大 石 賢 吾

長崎県営バス運賃等条例の一部を改正する条例

長崎県営バス運賃等条例(昭和48年長崎県条例第30号)の一部を次のように改正する。 次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

		改正後			
別	表第1 (第9条関係)				
	運賃	車種	上限額	下限額	
	キロ制運賃	大型車	230円	150円	
	(1キロメートル当たり)	中型車		130円	
		小型車		120円	
		コミューター車		100円	
	時間制運賃	大型車	9,980円	6,920円	

中型車

小型車

備考

(1時間当たり)

1 この表において「大型車」とは車両の長さ9メートル以上又は旅客 席数50以上のものをいい、「小型車」とは車両の長さ<u>6メートル以上8</u> メートル以下で、かつ、旅客席数33以下のものをいい、「コミューター

コミューター車

別表第1(第9条関係)

運賃	車種	上限額	下限額
キロ制運賃	大型車	210円	140円
(1キロメートル当たり)	中型車		120円
	小型車		100円
時間制運賃	大型車	9,130円	6,330円
(1時間当たり)	中型車		5,350円
(= \$1.3=1.5)	小型車		4,590円

改正前

備考

5,840円

<u>5,110円</u> 4,560円

> 1 この表において「大型車」とは車両の長さ9メートル以上又は旅客 席数50以上のものをいい、「小型車」とは車両の長さ<u>7メートル以下</u> で、かつ、旅客席数29以下のものをいい、「中型車」とは大型車及び小

車」とは車両の長さ6メートル未満で、かつ、旅客席数14以下のもの をいい、「中型車」とは大型車、小型車及びコミューター車以外のもの をいう。

2及び3 略

別表第2(第9条関係)

22014 - Old a Mandalia						
料金		上限額	下限額			
交替運転者	交替運転者 略					
配置料金	時間制料金	3,510円	2,430円			
	(1時間当たり)					
略						
略						

備考

<u>1</u>及び<u>2</u> 略

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年1月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行日前に運送の引受を合意した場合の運賃及び料金については、なお従前の例による。

(提案理由)

一般貸切旅客自動車運送事業の運賃・料金の変更命令の処理要領の一部改正に伴い、所要の改正をしようとするものである。これが、この条例案を提出する理由である。

型車以外のものをいう。

2及び3 略

別表第2(第9条関係)

料金		上限額	下限額	
交替運転者略				
配置料金	時間制料金	3,190円	2,210円	
	(1時間当たり)			
略				

備考

1 この表において「大型車」とは車両の長さ9メートル以上又は旅客 席数50以上のものをいい、「小型車」とは車両の長さ7メートル以下 で、かつ、旅客席数29以下のものをいい、「中型車」とは大型車及び小 型車以外のものをいう。

<u>2</u>及び<u>3</u> 略